

令和6年7月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年7月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

事務局の出席者は9名である。

- 事務局** それでは開催に当たり、報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。  
それでは、会長よろしく申し上げます。
- 議長** 7月の総会を始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。  
それでは、議題に入りたいと思います。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの審議番号10番までの10件です。  
4ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号11番から5ページの審議番号15番までの5件です。  
5ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、東部地域、審議番号16番の1件です。  
以上、審議番号1番から審議番号16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。
- 議長** 事務局からの説明が終わりました。  
なお、本議案の審議番号1番及び6番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いします。  
それでは、報告をお願いします。
- 委員** 新規就農案件ヒアリング報告。  
審議番号1番の案件につきましては、6月19日に申請人、\*\*\*\*氏と\*\*\*\*委員、\*\*\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので

報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、草野町草野と草野町紅桃林の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は50歳です。申請人は、今回の申請地から車で1分の所に自宅があります。農作業は、申請人本人において行うとのことです。営農計画は、エゴマ、サツマイモ、キャロブを作付する計画となっております。\*\*\*\*氏は、農業経験はありませんが、筑前町に在住の現役農家の友人の指導を受けながら農業をやっていきたいとの考えをお持ちです。就農後の相談相手は、現役農家の友人とのことです。農機具については、耕うん機、トラクター、軽トラックを借用する予定となっております。出荷については、サツマイモは焼き芋を移動販売し、エゴマとキャロブについては、道の駅や\*\*\*\*氏が株主をしている通信販売会社で販売する予定とのことでした。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍が見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、7月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号6番の案件につきまして、6月19日に申請人、\*\*\*\*氏と\*\*\*\*副会長、\*\*\*\*委員、\*\*\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、田主丸町中尾の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得となります。申請人の年齢は76歳です。取得する農地は、自宅の隣接地となっております。農作業は、本人が行うことのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。農業経験はありませんが、近隣の農業者や種苗販売者から知識や技術の習得を行い栽培していく予定です。収穫物は、自家消費の予定です。農機具については、面積も小規模であり、クワ、カマを所有されています。

ヒアリングをした結果、住居の隣接地で通作に問題がないことや農業に意欲的に取り組む姿勢があることから、農地の維持管理も見込めるものと考えております。また、ヒアリング結果については、7月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告ありがとうございました。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、ただいまから採決をいたします。  
第1号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認についてでございますが、審議番号1番は、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての審議番号1番と関連のある案件でございますので、第3号議案と一括して議題といたします。  
また、審議番号2番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号13番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。さらに第3号議案の審議番号2番及び3番につきましては、それぞれ第4号議案の審議番号11番及び12番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。  
それでは、第2号議案の審議番号1番及び第3号議案の審議番号1番を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、藤山町、田、1筆、5,732㎡のうち2,920㎡。

申請理由、転用面積及び施工期間を変更するものです。変更内容は、転用面積を5,732㎡のうち2,920㎡から5,732㎡へ、施工期間を令和6年5月17日から令和6年9月30日を、令和6年5月17日から令和6年10月31日に変更するものです。こちら

につきましては、令和6年5月17日付にて4条許可がなされたものです。第3号議案、1番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、藤山町、田、1筆、5,732㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第2号議案、1番と関連案件となります。

なお、こちらにつきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。西部審査会より報告をお願いいたします。

**委 員** それでは、西部審査会の審査報告をいたします。  
審議番号1番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、令和6年5月17日から令和6年10月31日までの予定で、改良後は、米、麦を作付する計画となっています。こちらは、令和6年5月17日付で、申請地の一部を農地改良行為に伴う一時転用で許可を受けていたものですが、耕作の効率を向上させる為に、全体で農地改良行為を行いたいとの事で、転用面積及び施工期間の変更承認申請を併せて行うものです。申請地は、青陵中学校から南東へ約950mのところ position します。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で、南側及び北西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。  
以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまより採決をいたします。

なお、採決に当たりましては、第2号議案の審議番号1番と、第3号議案の審議番号1番に分けて採決をいたします。

それでは、第2号議案の審議番号1番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号1番は可決されました。

続きまして、第3号議案の審議番号1番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案の審議番号1番は可決されました。

なお、第3号議案の審議番号1番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。

続きまして、第2号議案の審議番号2番、第3号議案の審議番号2番及び3番並びに第4号議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、2番、1件です。

2番、申請地、三瀨町原田、畑、1筆、259㎡。

申請理由、転用面積、一体利用地及び施工期間を変更するものです。変更内容は、転用面積を259㎡から325㎡へ、一体利用地を宅地69㎡から用悪水路95.25㎡へ、施工期間を令和6年5月10日から令和6年9月10日を、令和6年5月10日から令和6年11月30日に変更するものです。こちらにつきましては、令和6年4月11日付にて、5条許可がなされたものです。第4号議案、13番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、2番、3番の2件です。

2番、申請地、三瀨町西牟田、畑、1筆、156㎡、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。第4号議案、11番と関連案件となります。

なお、関連案件となっている理由としましては、申請人の親族が農地を転用しようとした際に、今回の申請地が農地法の手続がされていなかったもので、追認して申請を行い、同時に5条許可申請も受けるものでございます。

3番、申請地、三瀨町西牟田、畑、2筆、計28㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。第4号議案、12番と関連案件となります。

なお、関連案件になっている理由としましては、申請人の親族が農地を転用しようとした際に、今回の申請地が農地法の手続がされていなかったもので、追認して申請を行い、同時に5条許可も受けるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から9ページ、4番までの4件です。

1番、申請地、善導寺町飯田、田、畑、3筆、計945㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。

2番、申請地、山本町豊田、田、1筆、450㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。報告第4号、1番と関連案件となります。

3番、申請地、田主丸町上原、畑、3筆、計523㎡。

申請理由、申請地を取得して、農家住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町豊城、畑、2筆、計436㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

西部地域、5番から11ページ、13番までの9件です。

5番、申請地、大善寺町宮本、田、1筆、309㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、大善寺町宮本、田、1筆、314㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、大善寺町宮本、田、1筆、345㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

8番、申請地、大善寺町宮本、田、1筆、1,402㎡。

申請理由、申請地を取得して貸露天資材置場として利用するものです。

9番、申請地、藤山町、畑、1筆、499㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、安武町住吉、田、1筆、263㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

11番、申請地、三瀨町西牟田、畑、1筆、402㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。第3号議案、2番と関連案件となります。

12番、申請地、三瀨町西牟田、畑、2筆、計239㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。第3号議案、3番と関連案件となります。

11ページをお願いいたします。

13番、申請地、三瀨町原田、畑、2筆、計325㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第2種農地と第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第2号議案、2番と関連案

件となります。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**委 員** 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するもので、農地に倉庫、カーポートが設置されており、また許可前に施工されていまして、始末書付きの申請となっております。

なお、申請人が経営する子会社へ貸す計画です。申請地は、善導寺小学校から東へ約740mのところに位置します。農地区分については、第2種農地と第3種農地が混在しておりまして、東側の道路に面した農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域内であって500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。東側の道路に面していない農地につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設のL型擁壁、既設の石積み、既設のコンクリートブロック及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号2番、地図ナンバー7番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、久留米筑水高校から東へ約500mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号3番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、農家住宅を建築するものです。申請地は、田主丸総合支所から西へ約1.7kmのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第

1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。審議番号4番、地図ナンバー9番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、田主丸総合支所から西へ約1.1kmのところに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の既設側溝へ接続し、西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既設の石積みとコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、4件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**委 員** それでは、4条の西部審査会について報告いたします。

審議番号2番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、JR西牟田駅から北西へ約1kmのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水されます。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは5番。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、JR西牟田駅から北西へ約1.1kmのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農

地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜桝を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、南側の道路側溝へ排水されます。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、第5条になります。

審議番号5番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に砂利敷きを行っておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、筑邦西中学校から東へ約400mのところの位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは11番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に砂利敷きを行っておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、筑邦西中学校から東へ約360mのところの位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院があるものですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に砂利敷きを行っておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、筑邦西中学校から東へ約380mのところの位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された

道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは13番。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

なお、申請人が営む管工事業の会社へ貸す計画です。申請地は、西鉄大善寺駅から北へ約600mのところのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に病院と幼稚園がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは14番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、青陵中学校から東へ約250mのところのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に病院と中学校がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは15番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、安武小学校から南西へ320mのところのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と小学校がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは16番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に一部に砂利敷きを行っておりましたので、始末書付きの

申請となっております。申請地は、J R西牟田駅から北西へ約1 kmのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件も該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは17番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、J R西牟田駅から北西へ約1.2 kmのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、南側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは18番。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。こちらは、令和6年4月11日付で、自己用住宅を建築するということが許可を受けていたものですが、西側の道路から自己用住宅に入るための接道経路に変更が生じたので、転用面積、一体利用地及び施工期間の変更承認申請を併せて行うものです。申請地は、三瀨小学校から南西へ約1.1 kmのところに位置します。農地区分につきましては、東西2筆の申請地がありますが、東側の筆については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。西側の筆については、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、9件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりました。ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、採決いたします。  
なお、採決に当たりましては、第2号議案の審議番号2番と、第3号議案の審議番号2番及び3番、第4号議案の3つに分けて採決をいたしますので、よろしく願いをいたします。  
それでは、まず、第2号議案の審議番号2番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号2番は可決されました。  
続きまして、第3号議案の審議番号2番及び3番に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案の審議番号2番及び3番は可決されました。  
続きまして、第4号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第5号議案、非農地証明について。

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、城島町六町原、田、1筆、80㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは19番です。

2番、申請地、三潞町清松、畑、1筆、14㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは20番です。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第5号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 13ページをお願いいたします。  
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から3番までの3件です。

1番、申請人、小森野6丁目、\*\*\*\*、経営面積3万7,407㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、北野町鳥巢、\*\*\*\*、経営面積1万9,496㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、北野町高良、\*\*\*\*、経営面積3,442㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は、バラのハウス栽培を行い、農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花き栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人はその特例に該当しているものと判断しております。

以上で説明を終わります。

**議 長** 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑ないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。  
第6号議案に賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 14ページをお願いいたします。  
第7号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進

計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から15ページの9番までの9件です。

1番、所在地、草野町草野、田、1,312㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、小森野六丁目、畑、1,487㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、小森野七丁目、畑、2,674㎡、推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、小森野七丁目、畑、651㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、善導寺町与田、田、6,568㎡、推進機構からの買入れとなります。

15ページをお願いいたします。

6番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、4,923㎡、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、8,243㎡、推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、4筆、計2,815㎡、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,717㎡、推進機構からの買入れとなります。

第2区、10番、11番の2件です。

10番、所在地、田主丸町菅原、田、1,796㎡、推進機構への売渡しとなります。

11番、所在地、田主丸町牧、田、2筆、計2,041㎡、推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

第3区、12番から17番までの6件です。

12番、所在地、北野町稲数、田、5,545㎡、推進機構からの買入れとなります。

13番、所在地、北野町大城、田、1,927㎡、推進機構への売渡しとなります。

14番、所在地、北野町大城、田、1,936㎡、推進機構への売渡しとなります。

15番、所在地、北野町大城、畑、2筆、計817㎡、推進機構からの買入れとなります。

16番、所在地、北野町高良、田、3筆、計2,178㎡、推進機構への売渡しとなります。

17番、所在地、北野町八重亀、田、2筆、計1,317㎡、推進機構からの買入れとなります。

以上、審議番号1番から17番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、採決をいたします。第7号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第8号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。  
第8号議案、農用地の買入協議要請について。  
農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。  
第1区、1番の1件です。  
1番、所在地、宮ノ陣町若松、田、5,274㎡、要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みたが、売渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的な見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議を行うものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ほかにないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。  
第8号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第9号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の第10号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。  
第9号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので付議いたします。  
第9号議案と第10号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更すること、いわゆる農振除外に対する意見を所管部局の農政部農政課へ回答するために、お諮りしているものとなっております。対象農地が土地改良事業実施中、また完了年度より8年を経過していない場合は農用地から除外できませんが、各区域の地域農業振興計画に即したものであれば除外は可能となります。  
まず、第9号議案にて、地域農業振興計画において変更を行い、その後、次に諮ります市の全体計画である第10号議案、農業振興地域整備計画と併せて変更が必要になります。

それでは、議案の内容に入ります。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画、1件です。

②久留米市田主丸町地域農業振興計画、1件です。

整備計画1、振興計画、旧久留米、農家住宅の建築、駐車場及び通路を設置するものです。申請地、荒木町白口、田、1筆、782㎡のうち499㎡を変更するものです。地図ナンバーは21番です。

整備計画4、振興計画、田主丸町、駐車場、ゴミ、資源物集積場を設置するもので

す。申請地、田主丸町以真恵、田、3筆、計1,029㎡のうち610㎡を変更するものです。地図ナンバーは24番です。

2、意見（案）。

当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないこととすることが妥当である。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第10号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について。

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について、整備計画は1番から4番までの4件です。

なお、先ほど説明いたしました整備計画1及び4につきましては、第9号議案と内容が重複しておりますので、説明を割愛いたします。

整備計画2、露天自動車駐車場を設置するものです。申請地、山本町耳納、畑、2筆、計500㎡を変更するものです。地図ナンバーは22番です。

整備計画3、住宅及び車庫を建築するものです。申請地、安武町住吉、田、61㎡を変更するものです。地図ナンバーは23番です。

2、意見（案）。

本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。

以上、第9号議案、第10号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、ただいまより採決をいたします。  
なお、採決に当たりましては、9号議案、10号議案に分けて採決をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、第9号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。  
それでは、続きまして、第10号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員賛成により、第10号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。  
報告第4号、農地法第5条の規定による許可の取下書について。  
事務局の説明を省略いたします。  
質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

「異議なしの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたします。  
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10

条第2項の規定により、1番、今村東委員、14番、田中文委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。